

牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した
肉骨粉等の飼料利用に関する
手続きマニュアル
＜レンダリング事業者向け＞

【第1版】

令和7年3月

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
(独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

目次

はじめに.....	3
用語の解説.....	3
I. 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用について.....	6
1 これまでの経緯	
2 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用に係る管理措置	
II. 牛肉骨粉等の製造に当たって遵守すべき基準.....	8
1 原料受入に係る基準	
(1) 使用可能な原料	
(2) 原料の輸送	
(3) 原料受入時の品質管理・記録	
2 牛肉骨粉等の製造に係る基準	
(1) 製造工程の分離	
(2) 製造記録の作成と保存	
3 製品の出荷に係る基準	
(1) 出荷先の確認	
(2) 出荷工程	
(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
(4) 出荷記録	
4 製品の輸送に係る基準	
5 製造・品質管理者の設置	
III. 牛肉骨粉等の表示の基準.....	15
IV. 牛血粉等の製造に当たって遵守すべき基準.....	17
1 原料受入に係る基準	
(1) 使用可能な原料	
(2) 原料の輸送	
(3) 原料受入時の品質管理・記録	
2 牛血粉等の製造に係る基準	
(1) 製造工程の分離	
(2) 製造記録の作成と保存	
3 製品の出荷に係る基準	
(1) 出荷先の確認	
(2) 出荷工程	
(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票	

(4) 出荷記録	
4 製品の輸送に係る基準	
5 製造・品質管理者の設置	
V. 牛血粉等の表示の基準.....	22
VI. 大臣確認手続きの流れ.....	23
1 自主確認及び事前相談	
2 申請書の提出	
3 確認検査の実施	
4 同行調査	
5 FAMIC ホームページへの掲載	
6 製造工程の変更等への対応	
(1) 製造工程を変更する場合	
(2) 製造業者の会社名等を変更する場合	
7 製造設備の故障等についての対応	
8 大臣確認の廃止等についての対応	
VII. レンダリング事業者と原料収集先（又は収集業者）との契約例..	27
VIII. 供給管理票の記載例.....	61
1 原料供給管理票（牛肉骨粉等の原料の場合）	
2 血液供給管理票（牛血粉等の原料の場合）	
3 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛肉骨粉等の場合）	
4 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛血粉等の場合）	
5 肉骨粉等供給管理票（牛肉骨粉等及び牛血粉等を除く肉骨粉等の場合）	
IX. 申請書等の記載例.....	66
1 製造基準適合確認申請書（大臣確認通知の別記様式第1-1号）	
2 製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知の別記様式第4号）	
3 製造基準適合確認申請変更届（大臣確認通知の別記様式第6号）	
4 製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知の別記様式第3-1号）	
X. 問い合わせ先.....	71

はじめに

このマニュアルは、牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した牛肉骨粉等又は牛血粉等を製造するレンダリング事業者が遵守すべき事項や具体的な手続きについて取りまとめたものです。

「牛肉骨粉等の養魚用飼料原料としての利用に関する手続マニュアル」（平成 27 年 5 月（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）は、本マニュアルの制定をもって廃止します。

用語の解説

【牛肉骨粉等】牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉をいいます（牛、めん羊及び山羊のいずれにも由来しないものを除きます。）。

【牛血粉等】牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質をいいます（牛、めん羊及び山羊のいずれにも由来しないものを除きます。）。

【禁止物】牛の脊柱等、めん山羊の部位並びに牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物（鹿、クマ、ウサギ、鯨、イルカ、エビ、カニ、魚等）に由来する副産物をいいます。牛の脊柱等、めん山羊の部位については、さらに以下の用語の解説をご覧ください。

【牛の脊柱等】牛の特定部位、月齢が 30 月を超える牛の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 14 条の検査を経ていない牛の部位をいいます。牛の特定部位、と畜場法第 14 条の検査を経ていない牛の部位については、さらに以下の用語の解説をご覧ください。

【牛の特定部位】厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）第 2 条において定める牛の特定部位をいいます。

厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 89 号）（抄）
（牛の特定部位）

第二条 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号。以下「法」という。）第七条第二項の厚生労働省令で定める牛の部位は、牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄とする。

【めん羊の部位】と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位及びと畜場法第 14 条（昭和 28 年法律第 114 号）の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位をいいます。

と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）（抄）

別表第一（第三条、第七条関係）

牛の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から二メートルまでの部分に限る。）並びに月齢が三十月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）及び脊髄並びにめん羊及び山羊の脾臓及び回腸並びに月齢が十二月を超えるめん羊及び山羊（出生の年月日から起算して十二月を経過した日の翌日以後のものをいう。）の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄

と畜場法第 14 条の検査を経ていないめん羊又は山羊の部位については、さらに以下の用語の解説をご覧ください。

【と畜場法第 14 条の検査を経ていない牛の部位／めん羊又は山羊の部位】農家でへい死したいわゆると畜検査を経ていない牛、めん羊又は山羊をいいます。このような牛等は頭部、脊髄等の部位を完全に除去することが困難であり、また、牛の脊柱等も含まれていることから、当該牛等の部位を飼料の原料として利用することを禁止しています。

【大臣確認通知】「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）をいいます。

【大臣確認】飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の規定に基づき、牛肉骨粉等の動物由来たん白質、動物性油脂又は牛肉骨粉等若しくは牛血粉等を含む飼料の製造について、製造業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣が、大臣確認通知に定める製造基準に適合しているか確認するものです。農林水産大臣の指示により、FAMIC の検査担当職員が製造基準に適合しているか確認します。

【大臣確認事業場】 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の規定に基づき、牛肉骨粉等の動物由来たん白質、動物性油脂又は牛肉骨粉等若しくは牛血粉等を含む飼料の製造について、製造業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣が大臣確認通知に定める製造基準に適合していることを確認した事業場をいいます。

【FAMIC】 農林水産省所管の独立行政法人農林水産消費安全技術センターです。大臣確認の申請受付、申請のあった飼料の製造工程について、大臣確認通知に定める製造基準に適合していることの確認等を行う機関です。

【地方農政局等】 地方農政局は、地方ブロック単位で設置されている農林水産省の地方支分部局です。北海道にあつては北海道農政事務所が、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局が同じ業務を担っており、このマニュアルでは、これらを「地方農政局等」と総称します。

I. 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用について

1 これまでの経緯

2001（平成13）年9月の牛海綿状脳症（以下「BSE」といいます。）初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、牛肉骨粉等及び牛血粉等を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止しました。

その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、2015（平成27）年4月、牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料への利用を再開し、2018（平成30）年4月、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料への利用を再開する等、順次、規制範囲の見直しを行ってまいりました。

そして今般、国際獣疫事務局による「無視できる BSE リスク」のステータスを10年以上維持する等、我が国における BSE の発生リスクが大きく低下したことを踏まえ、牛肉骨粉等及び牛血粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料への利用再開の手続きを進めたところ、2023（令和5）年10月に、農業資材審議会より、本見直しを行うことについて、適当と認めるとの答申を得るとともに、2024（令和6）年5月に、食品安全委員会より、「牛肉骨粉等を、鶏・豚等を対象とする飼料の原料として利用したとしても、人への健康影響は無視できる」との評価結果を得ました。

こうした手続き等を踏まえ、2024（令和6）年10月3日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）及び大臣確認通知を含む関連通知の改正を行い、牛肉骨粉等及び牛血粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料への利用を再開しました。

牛肉骨粉等及び牛血粉等を馬、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を対象とする飼料へ利用するためには、牛肉骨粉等及び牛血粉等に係る管理措置が適正に行われることが前提となっています。そのため、牛肉骨粉等及び牛血粉等を製造するレンダリング事業者の皆様におかれましては、本マニュアルを参考に適正に製造していただくようお願いいたします。

2 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用に係る管理措置

馬、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を対象とする飼料の原料として使用される牛肉骨粉等及び牛血粉等については、以下の管理措置が行われなくてはなりません。

- ・ 原料に禁止物が混入しないことの確認
- ・ 禁止物の処理工程と完全に分離された工程での製造
- ・ 原料の受入れ、製造及び出荷の記録
- ・ 出荷先が大臣確認事業場であることの確認

- ・ 出荷時の供給管理票の添付
- ・ 使用上及び保存上の注意の表示

具体的な内容については、Ⅱ. 牛肉骨粉等の製造に当たって遵守すべき基準(8 号～14 号)、Ⅲ. 牛肉骨粉等の表示の基準(15 号)、Ⅳ. 牛血粉等の製造に当たって遵守すべき基準(17 号～21 号)及びⅤ. 牛血粉等の表示の基準(22 号)をご確認ください。

また、これらの管理措置が適正に行われることについて、あらかじめ、大臣確認を受ける必要があります。大臣確認の手続きについては、Ⅵ. 大臣確認手続きの流れ(23 号～26 号)をご確認ください。

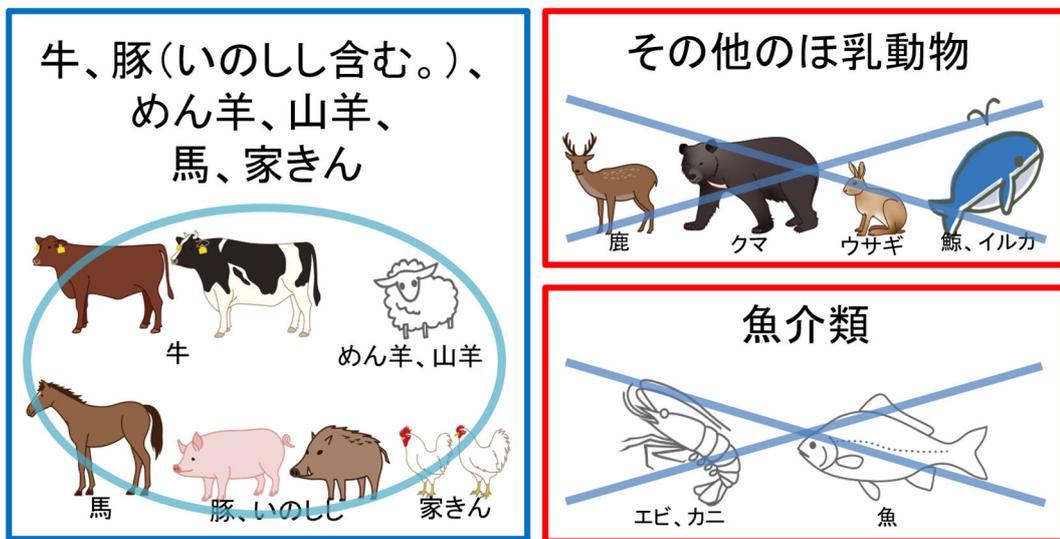
II. 牛肉骨粉等の製造に当たって遵守すべき基準

1 原料受入に係る基準

(1) 使用可能な原料

牛肉骨粉等の原料については、以下の図のとおり、牛、豚(いのししを含む。)、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物（鹿、クマ、ウサギ、鯨、イルカ、エビ、カニ、魚等）に由来する副産物を使用することができません。また、牛又はめん山羊であっても、利用できない部位があります。

飼料の原料として使用できる動物、 使用できない動物



飼料の原料として使用できない牛の部位（牛の脊柱等）

	牛の扁桃
	牛の回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位に限る。）
	月齢が30月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）
	月齢が30月を超える牛の脊髄
	月齢が30月を超える牛の脊柱 （背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
	と畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位 （農家でへい死したいわゆると畜検査を経ていない牛の部位。）

飼料の原料として使用できないめん羊、山羊の部位（めん山羊の部位）

	めん羊及び山羊の脾臓
	めん羊及び山羊の回腸
	月齢が12月を超えるめん羊及び山羊の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）
	月齢が12月を超えるめん羊及び山羊の脊髄
	と畜場法第14条の検査を経ていないめん羊及び山羊の部位 （農家でへい死したいわゆると畜検査を経ていないめん羊及び山羊の部位。）

これらの禁止物の混入を防止するため、以下の①から⑤までのいずれかに該当するもののみを収集してください。

① 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する副産物

飼料の原料として使用できない牛の部位又はめん山羊の部位（以下、「牛の脊柱等」、「めん山羊の部位」といいます。）を受け入れている原料収集先又は収集業者からの当該原料の使用に当たっては、原料収集先等との間において、以下のアの（ア）～（ク）及びイに定める事項を内容とする契約を締結してください（契約例を 28 頁～52 頁に示していますので、原料収集先等の状況に応じて選んでください。）。

また、原料収集先等において、当該契約内容が適切に実施されていることを確認してください。地方農政局等の職員が同行する場合については、23 頁～24 頁もご確認ください。

ア 原料収集先等は、以下の（ア）から（ク）までの基準を満たしていること。

（ア）牛肉骨粉等の原料とする副産物を禁止物と分別すること。

（イ）牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設して、牛の脊柱はその容器で保管すること。30 月齢以下の牛の脊柱を原料とする場合は、これに加え、以下の分別管理も行うこと（原料収集先が 30 月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は、この限りではありません。）。

- | |
|---|
| <p>(A) 30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨は、専用の場所で行い、それ以外の牛の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。</p> <p>(B) (A)によることが困難な場合は、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨作業は、それ以外の牛の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。</p> <p>(C) 脱骨作業を行う際には、次の a から e までによること。</p> <p>a 個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。</p> <p>b 脊柱の脱骨時に 30 月齢以下の牛の肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。</p> <p>c 脱骨した 30 月齢以下の牛の脊柱の見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に保管すること。</p> <p>d 30 月齢超の牛の脊柱は、30 月齢以下の牛の脊柱の容器とは別の専用容器で保管し、廃棄すること。</p> <p>e c 及び d の容器はそれぞれ異なる色とするか、容器の外の見やすい位置にそれぞれ異なる色で「30 以下」、「30 超」と明確に表示すること。</p> |
|---|

- (D) (A)から(C)までの手順により、30月齢以下の牛の脊柱であることが確認できるもの以外は、禁止物として取り扱うこと。
- (E) 原料とする30月齢以下の牛の脊柱(以下「原料脊柱」という。)については、マーキングが施されていることを確認の上、重量を測定すること。原料脊柱を他の原料と合わせる場合は、原料脊柱の重量測定後とすること。
- (F) 脊柱は破砕しないこと。
- (G) 出荷する原料脊柱は、次のa及びbを記録し、2年間保存すること。
- a 出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量並びに個体識別番号又は輸入牛である旨
 - b 30月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分ける場合にあっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに作業内容

(ウ) 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんを処理する場所は、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物を処理する場所と区別すること。

(エ) 牛肉骨粉等の原料は、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管すること。

(オ) 牛肉骨粉等の原料に禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

(カ) 牛肉骨粉等の原料の出荷に当たっては、禁止物が混入していないことを確認するとともに、「原料供給管理票」を発行すること。

(キ) 牛肉骨粉等の原料の輸送に当たっては、専用の容器を使用し、禁止物を混載する場合は、専用の蓋をした容器を使用すること。また、輸送容器に「原料供給管理票」(61頁参照)を添付すること。

(ク) (ア)から(キ)までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることの確認を行い、確認の実施状況を記録すること。

イ 原料収集先等は、契約を締結した牛肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、農林水産省の職員又はFAMICの職員が、実施状況の確認のために当該製造業者が行う調査に同行できることを認めること。

牛の脊柱等及びめん山羊の部位を受け入れていない原料収集先等からの当該原料の使用に当たっても、原料収集先等との間において、以下のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結してください(38頁参照)。

また、原料収集先等において、当該契約内容が適切に実施されていることを確認してください。地方農政局等の職員が同行する場合については、23頁

～24 頁もご確認ください。

- ア 原料収集先等は、牛の脊柱等及びめん山羊の部位を受け入れないこと。
- イ 原料収集先等は、契約を締結した牛肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、農林水産省の職員又は FAMIC の職員が、実施状況の確認のために当該製造業者が行う調査に同行できることを認めること。

- ② 農場から直接出荷される解体処理されていない豚、馬又は家きん
農場から直接出荷される解体処理されていない豚、馬又は家きんであって、これら以外の動物（牛、めん羊、山羊等）の混入がないものに限って原料として使うことができます。

- ③ 食用油脂製造施設からの肉粉

牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんに由来する食用脂肪を原料とする食用油脂製造施設からの肉粉を原料として使うことができます。

他の事業場で製造された肉粉の使用に当たっては、食用油脂製造業者との間において、以下のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結してください（契約例を 53 頁に示しています。）。

- ア 牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんに由来する食用脂肪のみを原料としていること。また、肉粉の出荷に当たっては、「原料供給管理票」（61 頁参照）を発行すること。

- イ 食用油脂製造業者は、契約を締結した牛肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、農林水産省の職員又は FAMIC の職員が、実施状況の確認のために当該製造業者が行う調査に同行できることを認めること。

また、原料収集先等において、当該契約内容が適切に実施されていることを確認してください。地方農政局等の職員が同行する場合については、23 頁～24 頁もご確認ください。

- ④ 狩猟者から直接出荷されるいのしし

狩猟者から直接出荷されるいのししであって、いのしし以外の動物の混入がないものに限って原料として使うことができます。

- ⑤ 大臣確認事業場で製造された肉骨粉等及び血粉等

自ら製造した牛肉骨粉等と混合するため、大臣確認事業場で製造された肉骨粉等及び血粉等を原料として使うことができます（その他の原料と一緒に、原料投入口から投入することも可能）。

（2）原料の輸送

原料収集先から原料を輸送するに当たっては、禁止物の混入を防止するため、専用の容器を使用してください。容器とは、バラ積みトラック、トランスパック、PP袋、紙袋など、原料が直接接触するものであって、輸送又は保管のた

めに用いられるものをいいます。

また、輸送される原料には、原料の種類に応じて、原料収集先が発行した「原料供給管理票」(61 頁参照)、「肉骨粉等供給管理票」(65 頁参照)又は「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」(63 頁～64 頁参照)が添付されている必要があります。ただし、農場又は狩猟者から原料を受け入れる場合、同一事業場内で製造した肉粉、肉骨粉等又は血粉等を受け入れる場合、これらの添付は不要です。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料を受け入れる際には、「原料供給管理票」、「肉骨粉等供給管理票」又は「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されており、供給された原料の内容、数量等が、原料に添付された「原料供給管理票」等の記載内容に合致していること、禁止物が混入されていないことを確認してください。

農場から受け入れる原料については、解体処理されていない豚、馬又は家きん以外の動物の混入がないことを目視で確認し、狩猟者から受け入れる原料については、いのしし以外の動物の混入がないことを目視で確認してください。

原料を受け入れた場合は、①原料の種類、②原料の数量、③受け入れた年月日、④原料収集先の氏名又は名称を記録し、受け入れた日から8年間保存してください。受入記録について①～④の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

2 牛肉骨粉等の製造に係る基準

(1) 製造工程の分離

牛肉骨粉等を製造する工程は、禁止物の処理工程と交差しないよう完全に分離し、使用する器材についても、それぞれの工程で専用化する必要があります。

(2) 製造記録の作成と保存

牛肉骨粉等の製造に当たっては、①牛肉骨粉等の種類、②製造数量、③製造年月日、④製造に用いた原料の種類及び数量を記録し、製造した日から8年間保存してください。製造記録について①～④の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

3 製品の出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛肉骨粉等は、牛肉骨粉等又は牛肉骨粉等を含む飼料に係る大臣確認を受けている事業場以外へ飼料用として譲渡することはできません。最終荷受者が、FAMICのHPにあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準

適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」において、以下のとおり記載されていることをご確認ください。

- ① 最終荷受者が牛肉骨粉等を製造する事業場の場合、(1)の表に記載されており、製造品目の欄に「牛肉骨粉」が含まれていること
 - ② 最終荷受者が牛肉骨粉等を含む飼料を製造する事業場の場合、(2)の表に記載されていること
- (「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>)

(2) 出荷工程

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、禁止物を処理したものが混入しないようにする必要があります。

(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

大臣確認事業場に牛肉骨粉等を出荷・輸送する際には、必ず「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」(63頁参照)に必要事項を記入し、牛肉骨粉等に添付してください。

最終荷受者から「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が回付されましたら、大臣確認事業場が適正に受け取ったかどうかを確認した後、受け取った日から8年間保存してください。

(4) 出荷記録

牛肉骨粉等の出荷に当たっては、①出荷する牛肉骨粉等の名称、②出荷数量、③出荷年月日、④出荷先の氏名又は名称、⑤牛肉骨粉等の荷姿を記録し、出荷した日から8年間保存してください。出荷記録について①～⑤の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

4 製品の輸送に係る基準

牛肉骨粉等の輸送に当たっては、禁止物を処理したものの混入を防止するため、専用の容器を使用してください。

豚肉骨粉、チキンミール、ポーク・チキン原料混合ミール等と混載する場合は、これらに牛肉骨粉等が混入しないよう、それぞれトランスバック等の密封容器に入れて輸送してください。

5 製造・品質管理者の設置

製造事業場においては、原料の受入から製品の輸送までの業務について、1～4の基準に従い適切に実施されるよう、管理基準及び作業手順を整備し、これらの基準に適合していることや製品の品質について、実地に管理する「製造・品質

管理者」を設置してください。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、記録した日から8年間保存してください。

Ⅲ. 牛肉骨粉等の表示の基準

出荷する牛肉骨粉等には、①飼料の名称、②飼料の種類、③製造年月、④製造業者の氏名又は名称及び住所、⑤製造事業場の名称及び所在地、⑥粗たん白質の成分量の最小量、⑦粗灰分の成分量の最大量 の他に、次の文字を表示してください。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

飼料の種類については、以下の図のとおり、「ミートボーンミール」、「肉骨粉」又はこれらに準じた種類名を表示してください。牛肉骨粉等の大臣確認を受けた製造工程で製造されたものは、牛、めん羊及び山羊以外の畜種を原料とした場合も、「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示してください。牛のみを原料とした場合、「ビーフミール」又は「牛肉骨粉」と表示することもできます。

なお、豚肉骨粉、チキンミール、原料混合肉骨粉等の大臣確認を受けた製造工程で製造されたものは、「豚肉骨粉」、「チキンミール」、「ポーク・チキン原料混合ミール」等、どの畜種に由来するのか確認できる表示とし、「ミートボーンミール」、「肉骨粉」、「原料混合肉骨粉」等と表示しないようにしてください。

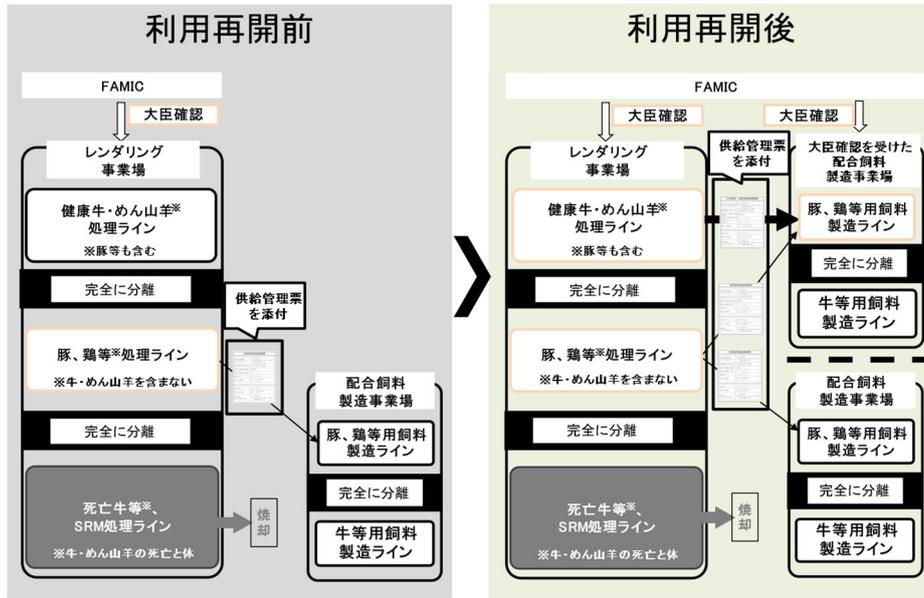
レンダリング工場から出荷される肉骨粉の表示の方法

<p>牛肉骨粉の 大臣確認の ライン</p>	<p>「ミートボーンミール」も可能 「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示（「ビーフ混合ミール」も可能）</p> <p>※牛肉骨粉の大臣確認のラインで製造されたものは、牛・めん山羊以外の畜種を原料とした場合も「ミートボーンミール」又は「肉骨粉」と表示 ※牛のみを原料とした場合、「ビーフミール」又は「牛肉骨粉」の表示も可能</p>
<p>豚肉骨粉、 チキンミール、 原料混合肉骨粉の 大臣確認の ライン</p>	<p>従来どおり、 「豚肉骨粉」、「チキンミール」、 「ポーク・チキン原料混合ミール」 等と表示</p> <p>※ただし、畜種を必ず記載すること（「原料混合肉骨粉」の表示は不可）</p>

【豚、鶏等処理ラインと健康牛・めん山羊処理ラインを統合する場合の注意点】

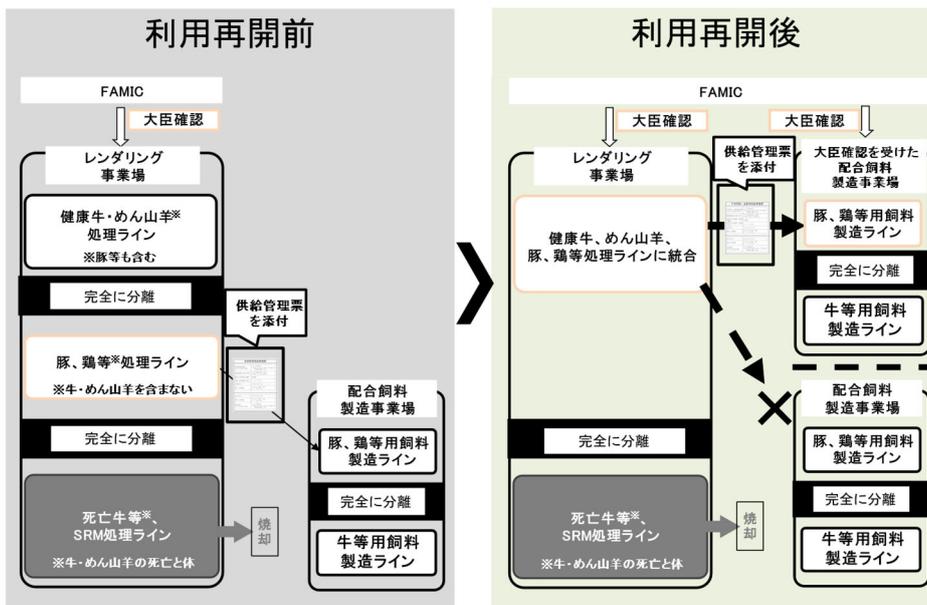
豚、鶏等の処理ラインと牛・めん山羊の処理ラインを統合しない場合、豚、鶏等の処理ラインで製造された肉骨粉を、大臣確認を受けていない配合飼料製造事業場へ出荷することは可能です。

豚、鶏等処理ラインと健康牛・めん山羊処理ラインを統合しない場合



ただし、豚、鶏等の処理ラインと牛・めん山羊の処理ラインを統合する場合（豚、鶏等の処理ラインに牛、めん山羊由来の原料を投入する場合）、当該ラインで製造された肉骨粉等を、大臣確認を受けていない配合飼料製造事業場へ出荷することはできなくなります。このため、事前に出荷先とよくご相談いただくようお願いします。

豚、鶏等処理ラインと健康牛・めん山羊処理ラインを統合する場合



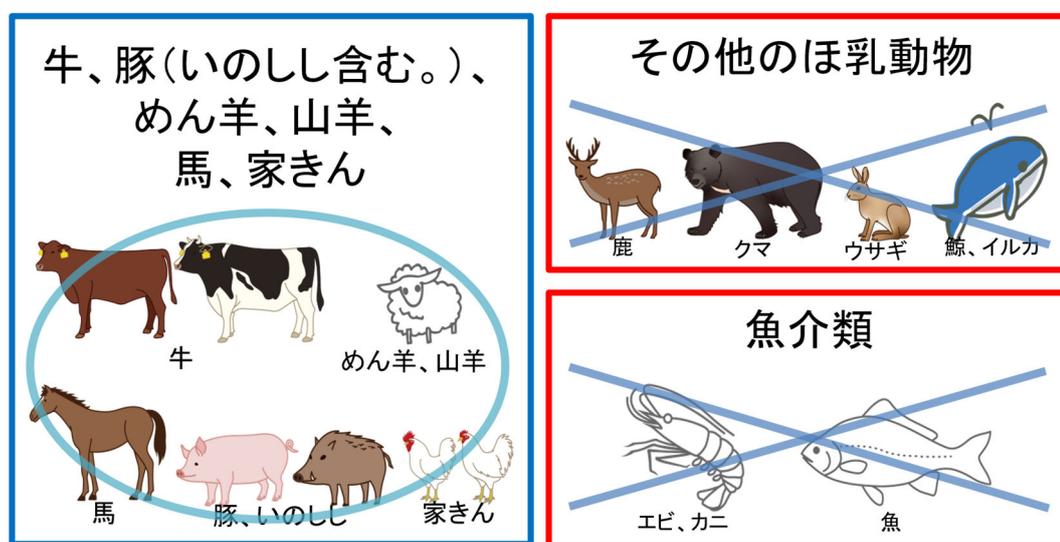
IV. 牛血粉等の製造に当たって遵守すべき基準

1 原料受入に係る基準

(1) 使用可能な原料

牛血粉等の原料についても、以下の図のとおり、牛、豚（いのししを含む。）、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物（鹿、クマ、ウサギ、鯨、イルカ、エビ、カニ、魚等）に由来する血液を使用することができません。また、牛又はめん山羊であっても、利用できない部位があります。

飼料の原料として使用できる動物、 使用できない動物



飼料の原料として使用できない牛の部位（牛の脊柱等）

	牛の扁桃
	牛の回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部位に限る。）
	月齢が30月を超える牛の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）
	月齢が30月を超える牛の脊髄
	月齢が30月を超える牛の脊柱 （背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）
	と畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位 （農家でへい死したいわゆると畜検査を経ていない牛の部位。）

飼料の原料として使用できないめん羊、山羊の部位（めん山羊の部位）

	めん羊及び山羊の脾臓
	めん羊及び山羊の回腸
	月齢が12月を超えるめん羊及び山羊の頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）
	月齢が12月を超えるめん羊及び山羊の脊髄
	と畜場法第14条の検査を経ていないめん羊及び山羊の部位 （農家でへい死したいわゆると畜検査を経ていないめん羊及び山羊の部位。）

これらの禁止物の混入を防止するため、牛血粉等の原料については、以下の①及び②のいずれかに該当するもののみを収集してください。

① 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血液

当該原料の使用に当たっては、原料収集先又は収集業者との間において、以下のアの（ア）～（ク）並びにイに定める事項を内容とする契約を締結してください（（契約例を 54 頁～60 頁に示していますので、原料収集先等の状況等に応じて選んでください。）。

また、原料収集先等において、当該契約内容が適切に実施されていることを確認してください。地方農政局等の職員が同行する場合については、23 頁～24 頁もご確認ください。

ア 原料収集先等は、以下の（ア）から（ク）までの基準を満たしていること。

（ア）牛血粉等の原料とする血液の採取対象動物は、と畜場において、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条第 1 項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためと畜が認められた牛、豚（いのししにあっては、獣肉処理施設において、ガイドラインに基づき適切な衛生処理が行われたもの）、めん羊、山羊若しくは馬又は食肉処理場で処理される家きんであること。

（イ）牛血粉等の原料の採取は、放血工程で行い、と体の解体等その他の作業を行う場所と区分されていること。また、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物の放血工程と区別していること。

（ウ）牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんを処理する場所は、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物を処理する場所と区別すること。

（エ）牛血粉等の原料は、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管すること。

（オ）牛血粉等の原料に禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けること。

（カ）牛血粉等の原料の出荷に当たっては、禁止物が混入していないことを確認するとともに、「血液供給管理票」を発行すること。

（キ）牛血粉等の原料の輸送に当たっては、専用の容器を使用し、禁止物を混載する場合は、禁止物が混入しないよう対策を講じた容器を使用すること。また、輸送容器に「血液供給管理票」を添付すること。

（ク）（ア）から（キ）までの要件を満たしていることを確認する確認責任者を設置し、これらの要件が確実に実施されていることの確認を行い、確認の実施状況を記録すること。

イ 原料収集先等は、契約を締結した牛血粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、農林水産省の職員又は FAMIC の職員が、実施状況の確認のために当該製造業者が行う調査に同行できるこ

とを認めること。

② 大臣確認事業場で製造された血粉等

自ら製造した牛血粉等と混合するため、大臣確認事業場で製造された血粉等を使うことができます。

(2) 原料の輸送

原料収集先から原料を輸送するに当たっては、禁止物の混入を防止するため、専用の容器を使用してください。

また、輸送される原料には、原料の種類に応じて、原料収集先が発行した「血液供給管理票」(62 頁参照) 又は「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」(64 頁参照) が添付されている必要があります。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料を受け入れる際には、「血液供給管理票」又は「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が添付されており、供給された原料の内容、数量等が、原料に添付された「血液供給管理票」等の記載内容に合致していること、禁止物が混入されていないことを確認してください。

原料を受け入れた場合は、①原料の種類、②原料の数量、③受け入れた年月日、④原料収集先の氏名又は名称を記録し、受け入れた日から8年間保存してください。受入記録について①～④の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

2 牛血粉等の製造に係る基準

(1) 製造工程の分離

牛血粉等を製造する工程は、禁止物の処理工程と交差しないよう完全に分離し、使用する器材についても、それぞれの工程で専用化する必要があります。

(2) 製造記録の作成と保存

牛血粉等の製造に当たっては、①牛血粉等の種類、②製造数量、③製造年月日、④製造に用いた原料の種類及び数量を記録し、製造した日から8年間保存してください。製造記録について①～④の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

3 製品の出荷に係る基準

(1) 出荷先の確認

牛血粉等は、牛肉骨粉等、牛血粉等又はこれらを含む飼料に係る大臣確認を

受けている事業場以外へ飼料用として譲渡することはできません。最終荷受者が、FAMICのHPにあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」において、以下のとおり記載されていることをご確認ください。

- ① 最終荷受者が牛血粉等又は牛肉骨粉等を製造する事業場の場合、(1)の表に記載されており、製造品目の欄に「牛血粉」、「牛肉骨粉」が含まれていること
- ② 最終荷受者が牛肉骨粉等を含む飼料を製造する事業場の場合、(2)の表に記載されていること
（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

(2) 出荷工程

牛血粉等の出荷に当たっては、禁止物を処理したものが混入しないようにする必要があります。

(3) 牛肉骨粉・血粉等供給管理票

大臣確認事業場に牛血粉等を出荷・輸送する際には、必ず「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」（64 頁参照）に必要事項を記入し、牛血粉等に添付してください。

最終荷受者から「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」が回付されましたら、大臣確認事業場が適正に受け取ったかどうかを確認した後、受け取った日から8年間保存してください。

(4) 出荷記録

牛血粉等の出荷に当たっては、①出荷する牛血粉等の名称、②出荷数量、③出荷年月日、④出荷先の氏名又は名称、⑤牛血粉等の荷姿を記録し、出荷した日から8年間保存してください。出荷記録について①～⑤の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

4 製品の輸送に係る基準

牛血粉等の輸送に当たっては、禁止物を処理したものの混入を防止するため、専用の容器を使用してください。

豚肉骨粉、チキンミール、ポーク・チキン原料混合ミール等と混載する場合は、これらに牛血粉等が混入しないよう、それぞれトランスバック等の密封容器に入れて輸送してください。

5 製造・品質管理者の設置

製造事業場においては、原料の受入から製品の輸送までの業務について、1～4の基準に従い適切に実施されるよう、管理基準及び作業手順を整備し、これらの基準に適合していることや製品の品質について、実地に管理する「製造・品質管理者」を設置してください。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、記録した日から8年間保存してください。

V. 牛血粉等の表示の基準

出荷する牛血粉等には、①飼料の名称、②飼料の種類、③製造年月、④製造業者の氏名又は名称及び住所、⑤製造事業場の名称及び所在地、⑥粗たん白質の成分量の最小量、⑦粗灰分の成分量の最大量 の他に、次の文字を表示してください。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

飼料の種類については、牛肉骨粉等の場合と同様に、「血粉」又はこれに準じた種類名を表示してください。牛血粉等の大臣確認を受けた製造工程で製造されたものは、牛、めん羊及び山羊以外の畜種を原料とした場合も、「血粉」等と表示してください。牛のみを原料とした場合、「牛血粉」と表示することもできます。

なお、豚血粉、鶏血粉、原料混合血粉等の大臣確認を受けた製造工程で製造されたものは、「豚血粉」、「鶏血粉」、「豚鶏血粉」等、どの畜種に由来するのか確認できる表示とし、「血粉」、「原料混合血粉」等と表示しないようにしてください。

VI. 大臣確認手続きの流れ

Ⅱ. 又はⅣ. に示した製造基準を満たしている場合は、以下の流れに従い、製造工程が製造基準に適合していることについて、大臣確認を受けてください。

1 自主確認及び事前相談

大臣確認を受けようとする製造業者は、製造工程が製造基準に適合することを自ら事前に確認（自主確認）してください。

自主確認等についてご不明な点があれば、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC（71 参照）へご相談ください。なお、自主確認に当たっては、特に以下に留意してください。

ア 牛肉骨粉等又は牛血粉等の原料及び原料の輸送に係る基準に適合していることの確認は、原料収集先又は収集業者との間において契約を締結する、あるいは、原料収集先又は収集業者における状況を実地に点検する等によって行ってください。

イ 30 月齢以下の牛に由来する脊柱を原料として分別管理する原料収集先又は収集業者の場合は、4 の同行調査が、3 の FAMIC の確認検査を受ける前に必要となります。

ウ アの確認について記録を作成してください。3 の確認検査の際には、当該記録をベースに製造基準への適合状況を確認します。

2 申請書の提出

1 の自主確認が完了しましたら、大臣確認通知の別記様式第 1 - 1 号（66 参照～67 参照）による申請書（正本 1 部、副本 2 部）を、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC に提出してください。併せて、3 の現地検査を実施する日程等についても、ご相談ください。

3 確認検査の実施

FAMIC の検査担当職員が申請のあった製造事業場に伺い、製造基準への適合状況を実地で確認します。その際、検査した内容について不備が認められた場合には、FAMIC が改善に係る助言等を行い、改善状況を報告していただく場合があります。

4 同行調査

大臣確認を申請した製造業者と原料収集先等が締結している契約が適正に履行されていること等について、地方農政局等の職員が当該製造業者に同行し、原料収集先等の調査・確認を行い、さらに、必要に応じて改善に係る助言等を行います。

2 の申請書の提出後又は 6 の（2）のなお書きの場合、FAMIC から連絡を受けた地方農政局等（原料収集先等のある都道府県を業務区域とする地方農政局等）

の職員が、同行調査を実施する日程を調整させていただきますので、原料収集先等の調査・確認は、日程に余裕をもってご相談いただくようご協力をお願いします。

5 FAMIC ホームページへの掲載

3の確認検査の結果、製造基準に適合すると認められた場合、FAMICのHPにあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」に掲載されます。

（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

6 製造工程の変更等への対応

（1）製造工程を変更する場合

大臣確認を受けた製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、製造事業場のある都道府県を業務区域とするFAMIC（71 参照）へ事前にご相談の上、当該製造工程の変更の1か月前までに、大臣確認通知の別記様式第4号（68 参照）による申請書（正本1部、副本2部）を提出してください。

この場合も、FAMICの検査担当職員が申請のあった製造事業場に伺い、製造基準への適合状況を実地で確認します。その際、検査した内容について不備が認められた場合には、FAMICが改善に係る助言等を行い、改善状況を報告していただく場合があります。

確認検査の結果、製造基準に適合すると認められた場合、FAMICのHPにあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」において、備考欄に変更確認を行った旨が掲載されます。

（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

なお、製造基準に適合しないと判断された場合、大臣確認通知の別記様式第3-1号（70 参照）による取消し申請（正本1部、副本1部）を、製造事業場のある都道府県を業務区域とするFAMICに速やかに提出してください。

（2）製造業者の会社名等を変更する場合

大臣確認を受けた製造業者は、会社名の変更等、以下の変更をしようとする場合には、製造事業場のある都道府県を業務区域とするFAMIC（71 参照）へ事前にご相談の上、大臣確認通知の別記様式第6号（69 参照）による変更届（正本1部、副本2部）を遅滞なく提出してください。

なお、30月齢以下の牛に由来する脊柱を原料として分別管理する原料収集先等を追加する場合は、変更届の案をもって、FAMICへ事前にご相談→同行調査（FAMICから連絡を受けた地方農政局等の職員が、同行調査の日程を調整させ

ていただきます) →正式に変更届を提出→当該脊柱の受入れ開始 の順にご対応いただくようお願いいたします。

- ① 事業場名、所在地の住所表記等の変更。
- ② 原料収集先の変更（原料収集先との契約内容の変更を含む。）。
- ③ 以下の施設・機器の変更（製造工程の新設、用途換えのいずれにも該当しない設備等の追加、更新及び撤去。ただし、設備・装置等の追加、更新及び設置については、洗浄クリーニングを要さないもの及び受け入れる原料の畜種が変更前後で同一のものに限る。）。

なお、製品や原料に直接接触しない機械及び装置（モーターやボイラー等）に係る変更については変更届等を要しない。

ア 製造工程における機械、装置、タンク等の交換（既存の製造設備の加熱能力が損なわれない場合に限る）及び撤去。

イ 製品タンクの増減、メンテナンスのための装置の設置など製造工程の分離状況に影響を与えない変更。

ウ 既存工程に新たな設備等を追加する場合で、その際繋げるラインや機器等は全て洗浄クリーニングを要さないもので、当該事業場が取得している大臣確認の製造基準適合状況に影響がない場合。

（例1）大臣確認済の品目が原料混合肉骨粉工程・牛肉骨粉工程であって、そのうち原料混合肉骨粉工程の複数ある粉砕機の一つを牛肉骨粉工程に使用するよう変更。ただし、原料混合肉骨粉の製造工程と牛肉骨粉の製造工程が製造基準適合状況に影響がないよう、共有しないことが前提。

（例2）牛肉骨粉工程に新規で粉砕機を追加（他の製造工程の動線に交差しない）

（例3）チキンミール製造工程で使用していた篩いを豚鶏混合ミール製造工程の篩いとする。

①の事業場名又は事業場の所在地表記の変更届が提出された場合、FAMICのHPにあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」において、備考欄にこれらの変更が行われた旨が掲載されます。

（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

7 製造設備の故障等についての対応

大臣確認を受けた製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、牛肉骨粉等又は牛血粉等の製造を一時停止するとともに、製造事業場のある都道府県を業務区域とするFAMIC（71頁参照）へ報告してください。

8 大臣確認の廃止等についての対応

大臣確認を受けた製造業者は、製造事業場における製造を廃止した場合等、自ら製造基準に適合しなくなったと判断した場合には、大臣確認通知の別記様式第3-1号（70頁参照）による取消し申請（正本1部、副本1部）を、製造事業場のある都道府県を業務区域とするFAMICに速やかに提出してください。

VII. レンダリング事業者と原料収集先（又は収集業者）との契約例

1 牛肉骨粉等の製造業者と原料収集先（又は収集業者）との契約例

原料収集先 （又は収集業者）	牛の脊柱の 引き受けの有無	契約例
牛の脊柱等を 取り扱っている 原料収集先との契約の場合 （牛、豚、めん羊、山羊、 馬、家きん以外の動物も取 り扱っている場合は契約書 例②／④を選んでください）	引き受けない場合	例①（28 ㊦～29 ㊦） 例②（30 ㊦～31 ㊦）
	30 月齢以下の 牛の脊柱を 引き受ける場合	例③（32 ㊦～34 ㊦） 例④（35 ㊦～37 ㊦）
牛の脊柱等及び めん山羊の部位を 取り扱っていない 原料収集先との契約の場合	—	例⑤（38 ㊦）
収集業者との契約の場合 （牛、豚、めん羊、山羊、 馬、家きん以外の動物も取 り扱っている場合は契約書 例⑦／⑨を選んでください）	引き受けない場合	例⑥（39 ㊦～41 ㊦） 例⑦（42 ㊦～44 ㊦）
	30 月齢以下の 牛の脊柱を 引き受ける場合	例⑧（45 ㊦～48 ㊦） 例⑨（49 ㊦～52 ㊦）
食用油脂製造業者との契約 の場合	—	例⑩（53 ㊦）

2 牛血粉等の製造業者と原料収集先（又は収集業者）との契約例

原料収集先（又は収集業者）	契約例
牛、めん羊、山羊を取り扱うと畜場との契約の場合	例⑪（54 ㊦～55 ㊦）
牛、めん羊、山羊を取り扱わないと畜場又は食鳥処理場 との契約の場合	例⑫（56 ㊦～57 ㊦）
収集業者との契約の場合	例⑬（58 ㊦～60 ㊦）

1 牛肉骨粉等の製造業者と原料収集先（又は収集業者）との契約例

例① 牛の脊柱等を取り扱っている原料収集先との契約であって、牛の脊柱を引き受けない場合（原料収集先が牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物も取り扱っている場合は、例②を選んでください）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業場における食肉処理に関する事項

- ① 本事業場では、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんのみを取り扱い、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬する場合を含む）には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた

容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例② 牛の脊柱等を取り扱っている原料収集先（牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物も取り扱っている）との契約であって、牛の脊柱を引き受けない場合

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物の副産物（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業場における食肉処理に関する事項

- ① 本事業場では、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんを処理する場所は、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物を処理する場所と区別すること。
- ⑤ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用残さの出荷に関する事項

- ① 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬する場合を含む）には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器

に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び (2) に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____
(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____

例③ 牛の脊柱等を取り扱っている原料収集先との契約であって、30 月齢以下の牛の脊柱を引き受ける場合（原料収集先が牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物を取り扱っている場合は、例④を選んでください）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位、30 月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位並びにと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業場における食肉処理に関する事項

- ① 本事業場では、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんのみを取り扱い、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ③ 以下のアからキまでの手順により、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の脊柱の分別管理を行うこと。

甲が 30 月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は不要です。

ア 30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨は、専用の場所で行い、それ以外の牛の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アによることが困難な場合は、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨作業は、それ以外の牛の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、次の（ア）から（オ）により、脱骨作業を行うこと。

（ア）牛の脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

（イ）脱骨作業者が脊柱の脱骨時に 30 月齢以下の牛の肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

（ウ）脱骨した 30 月齢以下の牛の脊柱の見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に保管すること。

（エ）30 月齢超の牛の脊柱は、30 月齢以下の牛の脊柱の容器とは別の専用容器で保管すること。

（オ）（ウ）と（エ）の容器はそれぞれ異なる色とするか、容器の外の見やすい位置にそれぞれ異なる色で「30 以下」、「30 超」と明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により 30 月齢以下の牛の脊柱であることが確認できるもの（以下「原料脊柱」という。）以外は、禁止物として取り扱うこと。

オ 原料脊柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。原料脊柱を他の原料と合わせる場合は、原料脊柱の重量測定後とすること。

カ 脊柱は破碎しないこと。

キ 出荷する原料脊柱は、次の（ア）及び（イ）を記録し、2 年間保存すること。

（ア）出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量並びに個体識別番号又は輸入牛である旨。

（イ）30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分ける場合にあっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに作業内容。

④ 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。

⑤ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用残さの出荷に関する事項

① 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。

② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬する場合を含む）には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器

に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____
(乙) 住 所 _____
業者名 _____
氏 名 _____

例④ 牛の脊柱等を取り扱っている原料収集先（牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物も取り扱っている）との契約であって、30 月齢以下の牛の脊柱を引き受ける場合

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位、30 月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物の副産物（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業場における食肉処理に関する事項

- ① 食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ③ 以下のアからキまでの手順により、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の脊柱の分別管理を行うこと。

甲が 30 月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は不要です。

ア 30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨は、専用の場所で行い、それ以外の牛の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アによることが困難な場合は、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨作業は、それ以外の牛の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、次の（ア）から（オ）により、脱骨作業を行うこと。

（ア）牛の脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

（イ）脱骨作業者が脊柱の脱骨時に 30 月齢以下の牛の肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

（ウ）脱骨した 30 月齢以下の牛の脊柱の見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に保管すること。

（エ）30 月齢超の牛の脊柱は、30 月齢以下の牛の脊柱の容器とは別の専用容器で保管すること。

（オ）（ウ）と（エ）の容器はそれぞれ異なる色とするか、容器の外の見やすい位置にそれぞれ異なる色で「30 以下」、「30 超」と明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により 30 月齢以下の牛の脊柱であることが確認できるもの（以下「原料脊柱」という。）以外は、禁止物として取り扱うこと。

オ 原料脊柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。原料脊柱を他の原料と合わせる場合は、原料脊柱の重量測定後とすること。

カ 脊柱は破碎しないこと。

キ 出荷する原料脊柱は、次の（ア）及び（イ）を記録し、2 年間保存すること。

（ア）出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量並びに個体識別番号又は輸入牛である旨。

（イ）30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分ける場合にあっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに作業内容。

④ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんを処理する場所は、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物を処理する場所と区別すること。

⑤ 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。

⑥ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用残さの出荷に関する事項

① 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。

② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合（甲自らが原料用残さを運搬する場合を含む）には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

(3) 確認責任者の設置

(1) 及び(2)に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑤ 牛の脊柱等及びめん山羊の部位を取り扱っていない原料収集先との契約の場合

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙（乙の委託により畜産残さの運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

本事業場では、牛の特定部位、30月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位を受け入れない。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、〇年〇月〇日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

（例）第〇条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

〇年〇月〇日

（甲）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

（乙）住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑥ 収集業者との契約であって、牛の脊柱を引き受けない場合（原料収集先が牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物を取り扱っている場合は、例⑦を選んでください）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

収集業者＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす原料収集先から収集されたものに限ること。

- ① 原料収集先では、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんのみを取り扱い、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ⑤ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を甲に持たせること。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 原料用残さの保管・出荷に関する事項

甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管しない場合は不要です。

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ② 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ③ 原料用残さの原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ④ ①から③までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(3) 原料用残さの輸送に関する事項

- ① 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 甲は、第2条(1)の原料収集先が第2条(1)の要件を満たすものであることを確認するため、次のことを行うこと。

- (1) 第2条(1)の原料収集先との間で、次の事項について契約書等を取り交わすこと。
 - ① 原料収集先は、第2条(1)の要件を遵守すること。
 - ② 原料収集先は、甲による第2条(1)の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 原料収集先は、②の確認に際して、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- (2) 原料収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び第4条(1)の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。

(3) 第4条(1)の契約内容が原料収集先において確実に遵守されていること
について確認すること。

第5条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項が
ありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑦ 収集業者との契約であって、牛の脊柱を引き受けない場合（原料収集先において、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物も取り扱っている場合）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

収集業者＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位及び脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物の副産物（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす原料収集先から収集されたものに限ること。

- ① 原料収集先では、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ④ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ⑤ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を甲に持たせること。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 原料用残さの保管・出荷に関する事項

甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管しない場合は不要です。

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ② 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ③ 原料用残さの原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ④ ①から③までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(3) 原料用残さの輸送に関する事項

- ① 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 甲は、第2条(1)の原料収集先が第2条(1)の要件を満たすものであることを確認するため、次のことを行うこと。

- (1) 第2条(1)の原料収集先との間で、次の事項について契約書等を取り交わすこと。
 - ① 原料収集先は、第2条(1)の要件を遵守すること。
 - ② 原料収集先は、甲による第2条(1)の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 原料収集先は、②の確認に際して、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- (2) 原料収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び第4条(1)の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。

(3) 第4条(1)の契約内容が原料収集先において確実に遵守されていること
について確認すること。

第5条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項が
ありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑧ 収集業者との契約であって、30月齢以下の牛の脊柱を引き受ける場合（原料収集先が牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物を取り扱っている場合は、例⑨を選んでください）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

収集業者＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位、30月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす原料収集先から収集されたものに限ること。

- ① 原料収集先では、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんのみを取り扱い、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ③ 以下のアからキまでの手順により、30月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の脊柱の分別管理を行うこと。

原料収集先が30月齢以下の牛のみを取り扱っている場合は不要です。

ア 30月齢以下の牛の脊柱の脱骨は、専用の場所で行い、それ以外の牛の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アによることが困難な場合は、30月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛の脊柱の脱

骨作業は、それ以外の牛の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、次の（ア）から（オ）により、脱骨作業を行うこと。

（ア）牛の脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

（イ）脱骨作業者が脊柱の脱骨時に 30 月齢以下の牛の肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

（ウ）脱骨した 30 月齢以下の牛の脊柱の見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に保管すること。

（エ）30 月齢超の牛の脊柱は、30 月齢以下の牛の脊柱の容器とは別の専用容器で保管すること。

（オ）（ウ）と（エ）の容器はそれぞれ異なる色とするか、容器の外の見やすい位置にそれぞれ異なる色で「30 以下」、「30 超」と明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により 30 月齢以下の牛の脊柱であることが確認できるもの（以下「原料脊柱」という。）以外は、禁止物として取り扱うこと。

オ 原料脊柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。原料脊柱を他の原料と合わせる場合は、原料脊柱の重量測定後とすること。

カ 脊柱は破砕しないこと。

キ 出荷する原料脊柱は、次の（ア）及び（イ）を記録し、2年間保存すること。

（ア）出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量並びに個体識別番号又は輸入牛である旨。

（イ）30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分ける場合にあつては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに作業内容。

- ④ 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ⑤ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ⑥ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を甲に持たせること。
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 原料用残さの保管・出荷に関する事項

甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管しない場合は不要です。

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ② 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ③ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ④ ①から③までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(3) 原料用残さの輸送に関する事項

- ① 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 甲は、第2条(1)の原料収集先が第2条(1)の要件を満たすものであることを確認するため、次のことを行うこと。

- (1) 第2条(1)の原料収集先との間で、次の事項について契約書等を取り交わすこと。
 - ① 原料収集先は、第2条(1)の要件を遵守すること。
 - ② 原料収集先は、甲による第2条(1)の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 原料収集先は、②の確認に際して、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- (2) 原料収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び第4条(1)の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。

(3) 第4条(1)の契約内容が原料収集先において確実に遵守されていること
について確認すること。

第5条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項が
ありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑨ 収集業者との契約であって、30 月齢以下の牛の脊柱を引き受ける場合（原料収集先が牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物も取り扱っている場合）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する畜産残さの引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

収集業者＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第 1 条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位、30 月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）別表第一のめん羊又は山羊の部位、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位並びに牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きん以外の動物の副産物（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの残さ（以下「原料用残さ」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第 2 条 甲は、原料用残さを乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）収集する原料用残さに関する事項

原料用残さは、以下の要件を満たす原料収集先から収集されたものに限ること。

- ① 原料収集先では、食肉の処理を行うに当たって、原料用残さを禁止物と分別していること。
- ② 牛の脊柱の脱骨を、決められた場所で行い、牛の脊柱を投入できる位置に、牛の脊柱が入っている旨が表示された専用の容器を常設していること。
- ③ 以下のアからキまでの手順により、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の脊柱の分別管理を行うこと。

原料収集先が 30 月齢以下の牛のみを
取り扱っている場合は不要です。

ア 30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨は、専用の場所で行い、それ以外の牛の脊柱の脱骨を行う場所と明確に区分すること。

イ アによることが困難な場合は、30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30 月齢以下の牛の脊柱の脱骨作業は、それ以外の牛の脊柱の脱骨作業の前に行うこと。

ウ ア及びイのいずれの場合においても、次の（ア）から（オ）により、脱骨作業を行うこと。

（ア）牛の脊柱の脱骨に当たっては、個体識別番号により脱骨する牛の月齢を確認すること。

（イ）脱骨作業者が脊柱の脱骨時に 30 月齢以下の牛の肉であることを確認できるよう、タグ等の装着を行うこと。

（ウ）脱骨した 30 月齢以下の牛の脊柱の見やすい位置にマーキングを施し、専用の容器に保管すること。

（エ）30 月齢超の牛の脊柱は、30 月齢以下の牛の脊柱の容器とは別の専用容器で保管すること。

（オ）（ウ）と（エ）の容器はそれぞれ異なる色とするか、容器の外の見やすい位置にそれぞれ異なる色で「30 以下」、「30 超」と明確に表示すること。

エ アからウまでの手順により 30 月齢以下の牛の脊柱であることが確認できるもの（以下「原料脊柱」という。）以外は、禁止物として取り扱うこと。

オ 原料脊柱は、マーキングが施されていることを確認し、重量を測定すること。原料脊柱を他の原料と合わせる場合は、原料脊柱の重量測定後とすること。

カ 脊柱は破碎しないこと。

キ 出荷する原料脊柱は、次の（ア）及び（イ）を記録し、2 年間保存すること。

（ア）出荷ロット毎の重量、脱骨前の牛肉の重量並びに個体識別番号又は輸入牛である旨。

（イ）30 月齢以下の牛の脊柱とそれ以外の牛の脊柱の脱骨の作業時間を分ける場合にあっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに作業内容。

- ④ 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんを処理する場所は、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きん以外の動物を処理する場所と区別すること。
- ⑤ 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ⑥ 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ⑦ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を甲に持たせること。
- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 原料用残さの保管・出荷に関する事項

甲が原料用残さを集積所等で一時的に保管しない場合は不要です。

- ① 原料用残さは、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ② 原料用残さに禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ③ 原料用残さを出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用残さの数量等を記載した「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ④ ①から③までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(3) 原料用残さの輸送に関する事項

- ① 「原料供給管理票」を原料用残さを運搬する者に持たせること。原料用残さを入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用残さと混載されて運搬される場合には、禁止物は、原料用残さとは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用残さを入れた容器との混同を防止すること。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 甲は、第2条(1)の原料収集先が第2条(1)の要件を満たすものであることを確認するため、次のことを行うこと。

(1) 第2条(1)の原料収集先との間で、次の事項について契約書等を取り交わすこと。

- ① 原料収集先は、第2条(1)の要件を遵守すること。
- ② 原料収集先は、甲による第2条(1)の実施状況の確認を受け入れること
- ③ 原料収集先は、②の確認に際して、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

(2) 原料収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び第4条(1)の契約書等又は

その写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。

(3) 第4条(1)の契約内容が原料収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。

第5条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑩ 食用油脂製造業者との契約の場合

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する肉粉の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

食用油脂製造業者＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 甲は、牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんに由来する食用脂肪のみを原料として肉粉を製造すること。また、肉粉の出荷に当たっては、出荷に係る肉粉の数量等を記載した「原料供給管理票」を肉粉を運搬する者に持たせること。

第2条 甲は、乙による第1条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第3条 本契約は、〇年〇月〇日より確実に履行されること。

その他、肉粉の引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

（例）第〇条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

〇年〇月〇日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

2 牛血粉等の製造業者と原料収集先（又は収集業者）との契約例

例⑪ 牛、めん羊、山羊を取り扱うと畜場との契約の場合（牛、めん羊、山羊を取り扱わないと畜場又は食鳥処理場との契約の場合は、例⑫を選んでください）

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する血液の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位、30月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの血液（以下「原料用血液」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用血液を乙（乙の委託により血液の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業場における原料用血液の取扱いに関する事項

- ① 本事業場では、原料用血液の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 原料用血液に禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用血液の出荷に関する事項

- ① 原料用血液を出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用血液と混載されて運搬される場合（甲自らが原料用血液を運搬する場合を含む）には、禁止物は、原料用血液とは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用血液を入れた容器との混同を防止すること。

（3）確認責任者の設置

- （1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置

し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑫ 牛、めん羊、山羊を取り扱わないと畜場又は食鳥処理場との契約の場合

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する血液の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

原料収集先＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、豚、馬の血液（以下「原料用血液」という。）を飼料の原料として引き受けること。

食鳥処理場の場合は家き
んとしてください。

第2条 甲は、原料用血液を乙（乙の委託により血液の運搬を行う者を含む。）に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

（1）事業場における原料用血液の取扱いに関する事項

- ① 本事業場では、牛の特定部位、30月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を受け入れない。
- ② 本事業場では、原料用血液の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。
- ③ 原料用血液は、専用の容器に入れ、血液以外の原料が混入しないよう保管していること。
- ④ 原料用血液に血液以外の原料が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。

（2）原料用血液の出荷に関する事項

- ① 原料用血液を出荷するごとに血液以外の原料が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、血液以外の原料を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用血液と混載されて運搬される場合（甲自らが原料用血液を運搬する場合を含む）には、禁止物は、原料用血液とは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用血液を入れた容器との混同を防止すること。

（3）確認責任者の設置

- （1）及び（2）に掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置

し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第○条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

○年○月○日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

例⑬ 収集業者との契約の場合

契約書

〇〇〇（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）は、事業活動に伴い発生する血液の引渡し・引受けに関し、以下の事項を確認する。

収集業者＝甲、
レンダリング事業者＝乙 です。

第1条 乙は、従来からの取引関係を尊重し、牛の特定部位、30月齢を超える牛の脊柱、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一のめん羊又は山羊の部位並びにと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛、めん羊及び山羊の部位（以下「禁止物」という。）を除く牛、豚、めん羊、山羊、馬、家きんの血液（以下「原料用血液」という。）を飼料の原料として引き受けること。

第2条 甲は、原料用血液を乙に引き渡すに当たって、以下の事項を遵守すること。

(1) 収集する原料用血液に関する事項

原料用血液は、以下の要件を満たす原料収集先から収集されたものに限ること。

- ① 原料収集先では、原料用血液の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。
- ② 原料用血液は、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。
- ③ 原料用血液に禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ④ 原料用血液を出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を甲に持たせること。
- ⑤ ①から④までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(2) 原料用血液の保管・出荷に関する事項

甲が原料用血液を集積所等で一時的に保管しない場合は不要です。

- ① 原料用血液は、専用の容器に入れ、禁止物が混入しないよう保管していること。

- ② 原料用血液に禁止物が混入しないための作業マニュアルを備え付けていること。
- ③ 原料用血液を出荷するごとに禁止物が混入していないことを確認すること。また、出荷に係る原料用血液の数量等を記載した「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。出荷に際して原料用血液を入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ④ ①から③までに掲げる事項を定期的に確認する「確認責任者」を設置し、実施状況の確認及び記録を行うこと。

(3) 原料用血液の輸送に関する事項

- ① 「血液供給管理票」を原料用血液を運搬する者に持たせること。原料用血液を入れる容器は、禁止物を入れる容器と共用しないこと。
- ② 禁止物が原料用血液と混載されて運搬される場合には、禁止物は、原料用血液とは別の専用の容器に入れ、当該容器に禁止物が入っている旨を明示し、原料用血液を入れた容器との混同を防止すること。

第3条 甲は、乙による第2条の実施状況の確認を受け入れること。また、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。

第4条 甲は、第2条(1)の原料収集先が第2条(1)の要件を満たすものであることを確認するため、次のことを行うこと。

- (1) 第2条(1)の原料収集先との間で、次の事項について契約書等を取り交わすこと。
 - ① 原料収集先は、第2条(1)の要件を遵守すること。
 - ② 原料収集先は、甲による第2条(1)の実施状況の確認を受け入れること
 - ③ 原料収集先は、②の確認に際して、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターが必要と認めるときは、その職員の同行を認めること。
- (2) 原料収集先の名称、所在地、連絡先等を記載した一覧表を整備するとともに、農林水産省が必要と認め、当該一覧表及び第4条(1)の契約書等又はその写しの提示を求めた場合には、これに応ずること。
- (3) 第4条(1)の契約内容が原料収集先において確実に遵守されていることについて確認すること。

第5条 本契約は、○年○月○日より確実に履行されること。

その他、原料用残さの引渡し・引受けに関し、甲乙間で定めておくべき事項がありましたら、適宜、条項を追加してください。

(例) 第〇条 本契約に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議の上解決する。

〇年〇月〇日

(甲) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

(乙) 住 所 _____

業者名 _____

氏 名 _____

Ⅷ. 供給管理票の記載例

1 原料供給管理票（牛肉骨粉等の原料の場合）

原料供給管理票	
副産物の原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	<p>〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p style="text-align: center;">管理者又は確認責任者の職名・氏名</p>
製造事業場の名称及び住所	<p>〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号</p>
供給する原料の種類	<p>牛（牛の脊柱は含まれていない）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 供給する原料の種類については、具体的な由来動物について明記してください。 ➤ 牛由来原料を使用する場合であって、脊柱を含まない場合は、牛の脊柱が含まれていないことを明記してください。 ➤ 30月齢以下の牛の脊柱を原料とする場合にあっては、「牛（原料脊柱 〇kg（別添）を含む。）」と記載し、別添として副産物原料とする牛の個体識別番号又は輸入牛であることが確認できる書面を添付してください。 </div>
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 kg

2 血液供給管理票（牛血粉等の原料の場合）

血液供給管理票（牛血粉等原料）	
血液供給管理票の上部に「牛血粉等原料」と表記してください。	
血液供給業者の 氏名又は名称及び住所	<p>〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号</p> <p style="text-align: center;">管理者又は確認責任者の職名・氏名</p>
製造事業場の名称及び住所	<p>〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号</p>
供給する血液の種類	<p>牛、豚</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 供給する血液の種類については、 具体的な由来動物について 明記してください。 </div>
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 k g

3 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛肉骨粉等の場合）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
牛肉骨粉・血粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する牛肉骨粉・血粉等の 種類	肉骨粉 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; display: inline-block;"> 「ミートボーンミール」、 「肉骨粉」等と記入してください。 </div>
供給する牛肉骨粉・血粉等の 名称	○○○○○
出荷年月日	○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 太枠線上段は、供給業者が記入する欄です。 太枠線下段は、最終荷受者が記入する欄です。 </div>	
受入年月日	○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名

4 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛血粉等の場合）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
牛肉骨粉・血粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する牛肉骨粉・血粉等の 種類	血粉 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 「血粉」等と表示してください。 </div>
供給する牛肉骨粉・血粉等の 名称	○○○○○
出荷年月日	○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 太枠線上段は、供給業者が記入する欄です。 太枠線下段は、最終荷受者が記入する欄です。 </div>	
受入年月日	○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名

5 肉骨粉等供給管理票（牛肉骨粉等及び牛血粉等を除く肉骨粉等の場合）

肉骨粉等供給管理票	
肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	豚肉骨粉
供給する肉骨粉等の名称	〇〇〇〇〇
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 太枠線上段は、供給業者が記入する欄です。 太枠線下段は、最終荷受者が記入する欄です。 </div>	
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

区. 申請書等の記載例

1 製造基準適合確認申請書（大臣確認通知の別記様式第1-1号）

年 月 日
製造基準適合確認申請書
農林水産大臣 殿
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
下記の事業場における牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する〇〇の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）の規定による確認を求めます。
以下のうち、製造するものを選んで記入してください。 肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質
記
1 事業場の名称 〇〇〇〇株式会社〇〇工場
2 事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
製造基準適合確認申請書には、以下の書類を添付して提出してください。 ➤ 原料収集先の一覧表（別記）（次頁の様式をお使いください） ➤ 原料収集先と締結した契約書の写し ➤ 製造工程の図面

原料収集先の一覧表

(別記)

原料収集先の一覧表

確認を受ける事業場の名称

確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先（電話番号）

業 種	事業場の名称	事業場の住所	備考

- 一覧表が2枚以上になる場合には、「確認を受ける事業場」及び「確認を受ける事業場又は主たる事務所の連絡先」は、2枚目以降には記載する必要はありません。
- 業種欄には、「と畜場」、「食肉処理業」、「食肉販売業」、「食肉製品製造業」、「収集業」等の当該原料収集先の業態の別を記載してください。
- 備考欄には、当該原料収集先担当部署の電話番号等連絡先を記載してください。
- 30月齢以下の牛の原料脊柱を副産物原料とする場合には、原料収集先の備考欄に「原料脊柱」と記載してください。なお、原料脊柱を動物性油脂の原料のみに使う場合は、「油脂原料脊柱」と記載することができます。

2 製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知の別記様式第4号）

年 月 日

製造基準適合確認（変更）申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けた牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する〇〇の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（1）の規定による確認を求めます。

以下のうち、大臣確認を受けたものを選んで記入してください。
肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質

記

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 確認を受けた事業場の名称 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 |
| 2 確認を受けた事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 3 変更する事項 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 変更予定年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

製造基準適合確認（変更）申請書には、製造工程の図面等、変更する事項を記載した書類を添付して提出してください。

3 製造基準適合確認申請変更届（大臣確認通知の別記様式第6号）

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（2）の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けた牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する〇〇の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

以下のうち、大臣確認を受けたものを選んで記入してください。

肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 変更する内容 | 〇〇〇〇〇 |
| 2 変更予定年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

製造基準適合確認申請変更届には、以下の書類を添付して提出してください。

- 原料収集先の変更の場合は、変更後の原料収集先の一覧（追加された原料収集先と締結した契約書の写しを含む。）
- その他の場合は、変更する事項を記載した書類

4 製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知の別記様式第3－1号）

年 月 日

製造基準適合確認取消し申請

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けた牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する〇〇の製造工程については、下記のとおり牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する〇〇の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の（3）の規定により、牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する〇〇の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

以下のうち、大臣確認を受けたものを選んで記入してください。
肉骨粉、加水分解たん白質、蒸製骨粉、血粉、血しょうたん白質

記

- 1 確認を受けた事業場の名称 〇〇〇〇株式会社〇〇工場
- 2 確認を受けた事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由 〇〇〇〇〇
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期 〇〇年〇〇月〇〇日

X. 問い合わせ先

- 1 大臣確認の手続き（23～26 参照）に関するお問い合わせは、製造事業場のある都道府県を業務区域とする（独）農林水産省消費安全技術センター（FAMIC）へご相談ください。

担当窓口（連絡先）	担当する業務区域
本部飼料管理課 〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟 電話 050-3797-1857	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
札幌センター肥飼料検査課 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎 電話 050-3797-2716	北海道
仙台センター肥飼料検査課 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎 電話 050-3797-1893	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
名古屋センター飼料検査課 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館 電話 050-3797-1902	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸センター飼料検査課 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区 港島南町 1 丁目 3 番 7 電話 050-3797-1915	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡センター飼料検査課 〒813-0044 福岡県福岡市東区千早 3-11-15 電話 050-3797-1921	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

2 原料収集先等への同行調査（23～24頁参照）については、原料収集先等のある都道府県を管轄する地方農政局等から、同行調査を実施する日程を調整させていただきます。

担当窓口（連絡先）	担当する業務区域
農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課飼料安全・薬事室 飼料検査指導班 電話 03-3502-8702	
北海道農政事務所 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 011-330-8816	北海道
東北農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 022-745-9384	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 048-740-5220	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 076-232-4106	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 052-223-4670	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 075-414-9000	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 086-224-4511	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州農政局 消費・安全部畜水産安全管理課 電話 096-211-9111	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課 電話 098-866-0031	沖縄県